

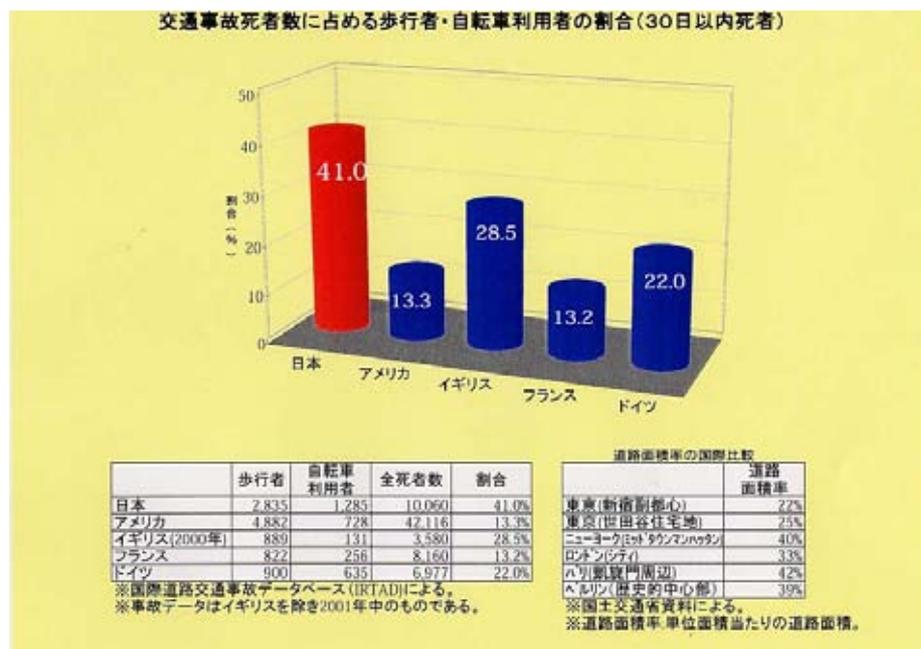
あんしん歩行エリアの概要

(1) 施策の目的

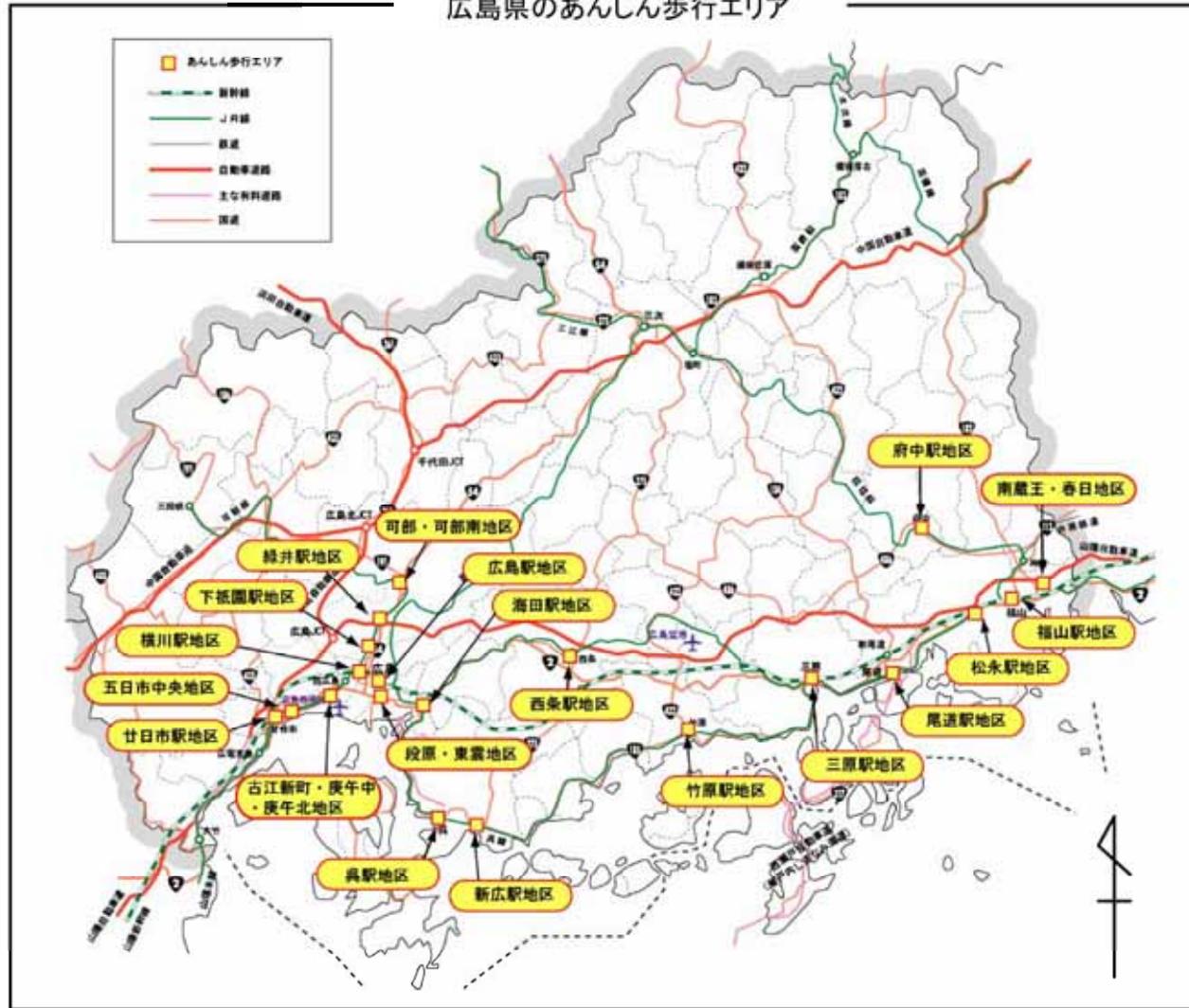
子ども、高齢者、障害のある方など誰もが安全で、安心して暮らせるまちづくりを実現し、住みよい環境づくりを推進するために、徒歩生活圏を対象とした「あんしん歩行エリア」の形成を推進する。「あんしん歩行エリア」では、ひとや自転車を優先するゾーンなどによって生活道路における通過交通を抑制し、歩行者等が安心して移動できるバリアフリーの「歩行ネットワーク」を形成する。

(2) 施策の背景

我が国では、交通事故死者数に占める歩行者と自転車利用者の割合が4割を越えており、欧米と比べて高い割合となっている。また、歩行中の交通事故死者数の約6割が自宅付近で被害に遭っている。こうした情勢を踏まえ、歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため緊急に対策が必要な住居系地区又は商業系地区全国796箇所（広島県内20箇所）を「あんしん歩行エリア」として指定した。



広島県のおんしん歩行エリア



(3) 指定の要件

原則として人口集中地区内の地区であって、以下の要件全てを満たすもの。

- a) 当該地区における平成11年から平成13年までの単位面積当たりの年間平均死傷事故件数が、全国の人口集中地区における当該期間中の単位面積当たりの年間平均死傷事故件数の1.2倍(約42件/km²)以上であること
- b) 幹線道路が原則として当該地区の外縁を構成すること(内部に存在しても差し支えない)
- c) 当該地区の面積が概ね1~2km²程度であること

(4) 施策の内容



(5) 施策の目標

平成15年度以降5年間で都道府県公安委員会と道路管理者が連携して面的かつ総合的な死傷事故抑止対策を講じることにより、死傷事故を約2割抑止するとともに、そのうち歩行者又は自転車利用者に係る死傷事故を約3割抑止することを目指す。